

平成28年 No.24

○東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程

改正理由

年俸制給与が適用されているパッケージ型支援プロジェクト教員の任期が平成32年3月31日まで（平成27年規程第11号。附則第3項）となっていることに伴い、平成28年度からの4年間についての任期を明確にするため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成28年3月16日	教員人事委員会	審議・承認
平成28年3月23日	教育研究評議会	審議・承認

○東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程

改正理由

選考手続や記載内容をより明確にするため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成28年3月16日	教員人事委員会	審議・承認
平成28年3月23日	教育研究評議会	審議・承認

東京学芸大学教員の任期に関する規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成28年 3 月24日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成28年規程第17号

東京学芸大学教員の任期に関する規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学教員の任期に関する規程（平成 12 年規程第 13 号）
- (2) 東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部改正について

改正理由：年俸制給与が適用されているパッケージ型支援プロジェクト教員の任期が平成 32 年 3 月 31 日まで（平成 27 年規程第 11 号。附則第 3 項）となっていることに伴い、平成 28 年度からの 4 年間についての任期を明確にするため、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)					現 行				
〔省略〕 (任期を定めて雇用する教員の職等) 第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員（以下「任期付教員」という。）の職等に関する事項は、別表に定めるとおりとする。 〔省略〕					〔省略〕 (任期を定めて雇用する教員の職等) 第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員（以下「任期付教員」という。）の職等に関する事項は、別表に定めるとおりとする。 〔省略〕				
別表（第2条関係）					別表				
教育研究組織 の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠	教育研究組織 の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠
国際教育センター 外国人児童生徒 教育部門	教授，准教授	5年	1回に限り 再任可	法第4条 第1項第 1号	国際教育センター 外国人児童生徒 教育部門	教授，准教授	5年	1回に限り 再任可	法第4条 第1項第 1号
国際算数数学授業 改善プロジェクト	教授，准教授 講師，助教	3年	1回に限り 再任可	法第4条 第1項第 3号	国際算数数学授業 改善プロジェクト	教授，准教授 講師，助教	3年	1回に限り 再任可	法第4条 第1項第 3号

次世代教育研究 推進機構	教授，准教授 講師，助教	3年	再任不可	法第4条 第1項第 3号	次世代教育研究 推進機構	教授，准教授 講師，助教	3年	再任不可	法第4条 第1項第 3号
パッケージ型支援 プロジェクト	教授，准教 授， 講師，助教	<u>1年（た だし，再 任後の任 期は3年 とす る。）</u>	1回に限り 再任可	法第4条 第1項第 3号	パッケージ型支援 プロジェクト	教授，准教 授， 講師，助教	<u>3年</u>	1回に限り 再任可	法第4条 第1項第 3号
<u>附 則</u> <u>1 この規程は，平成28年4月1日から施行する。</u> <u>2 この規程施行日前に，改正前の規程第2条により採用されたパッケージ型支援プロジェクト教員の任期及び再任に関する事項については，なお従前の例による。</u>									

東京学芸大学教員選考規程の一部改正について

改正理由：選考手続や記載内容をより明確にするため、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
〔省略〕 (教員採用計画) 第5条 教授会は、第3条に定める教員人事の方針等に基づく教員採用計画を、毎年度策定するものとする。 2 学系長は、前項の教員採用計画を様式第1により教員人事委員会に提出し、審査を受けなければならない。 〔省略〕 (採用等に係る教員候補者の選考) 第12条 採用等に係る教員（この章において特任教員及び非常勤講師を除く。）候補者の選考は、教員候補者選考委員会（この章において「選考委員会」という。）が教員候補者（以下「候補者」という。）として選考した者のうちから、当該学系の教授会（以下「教授会」という。）が行う。 2 選考委員会における教員候補者の選考は、無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。 3 前項の選考に当たり、選考委員会委員長は、全応募者一覧（様式第3の1）（昇任の選考の場合は昇任候補者（様式第3の2））を作成のうえ、選考を行わなければならない。 4 選考委員会委員長は、第1項により教員候補者を選考したときは、教員候補者選考調書（様式第4）により、その選考に至った経緯を速やかに教授会に報告し、選考に付さなければならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。 5 教授会における教員候補者の選考は、無記名投票による出席教授会構成員の3分の2以上の賛成票をもって行う。ただし、移籍に係る選考は、出席教授会構成員の過半数の賛成票をもって行い、その採決は、挙手によることができる。 6 学系長は、前項により教員候補者を選考したときは、教員候補者選考結果報告書（様式第5）及び全応募者一覧（様式第3の1）<u>（昇任の選考の場合は昇任候補者（様式第3の2））</u>により、選考結果を学長及び教員人事委員会に報告しなければならない。 (採用等に係る教員の選考) 第13条 教員人事委員会は、前条第6項の報告を受けたときは、候補者選考	〔省略〕 (教員採用計画) 第5条 教授会は、第3条に定める教員人事の方針等に基づく教員採用計画を、毎年度策定するものとする。 2 学系長は、前項の教員採用計画を様式第1により教員人事委員会に提出し、審査を受けなければならない。 〔省略〕 (採用等に係る教員候補者の選考) 第12条 採用等に係る教員（この章において特任教員及び非常勤講師を除く。）候補者の選考は、教員候補者選考委員会（この章において「選考委員会」という。）が教員候補者（以下「候補者」という。）として選考した者のうちから、当該学系の教授会（以下「教授会」という。）が行う。 2 選考委員会における教員候補者の選考は、無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。 3 前項の選考に当たり、選考委員会委員長は、全応募者一覧（様式第3の1）（昇任の選考の場合は昇任候補者（様式第3の2））を作成のうえ、選考を行わなければならない。 4 選考委員会委員長は、第1項により教員候補者を選考したときは、教員候補者選考調書（様式第4）により、その選考に至った経緯を速やかに教授会に報告し、選考に付さなければならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。 5 教授会における教員候補者の選考は、無記名投票による出席教授会構成員の3分の2以上の賛成票をもって行う。ただし、移籍に係る選考は、出席教授会構成員の過半数の賛成票をもって行い、その採決は、挙手によることができる。 6 学系長は、前項により教員候補者を選考したときは、教員候補者選考結果報告書（様式第5）及び全応募者一覧（様式第3の1）により、選考結果を学長及び教員人事委員会に報告しなければならない。 (採用等に係る教員の選考) 第13条 教員人事委員会は、前条第6項の報告を受けたときは、候補者選考

の点検を行ったうえ、その結果を学長に報告するものとする。 2 学長は、前項の報告を参考に、候補者の採用等を決定したときは、教員選考結果報告書（様式第6）により、教育研究評議会（以下「評議会」という。）に報告するものとする。 3 学長は、教授会の選考した候補者を採用等しないことを決定したときは、教員人事委員会にその旨を通知する。 4 教員人事委員会は、前項の通知を受けたときは、当該教員候補者の選考に係る問題点を整理し、教授会に通知する。 〔省略〕 （選考手続の省略） 第30条 本学の教授、准教授、講師（博士の学位を有する者若しくは研究上の業績が博士の学位を有する者に準ずると認められる者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学において大学院（修士課程）における研究指導補助及び授業担当者の経験がある者に限る。）及び特任教員を大学院担当者とする選考は、当該教員の採用等の選考と併せて行うものとし、次条から第36条までの選考手続を省略する。 （大学院担当者候補者の選考） 第31条 大学院担当者候補者の選考は、教員候補者選考調書（様式第4）により、大学院担当者候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が行う。 2 大学院担当者候補者の選考は、選考委員会において無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。 3 選考委員会委員長は、前項により大学院担当者候補者を選考したときは、大学院教育学研究科担当者候補者選考結果報告書（様式第10）により、選考結果を学長、教員人事委員会及び教授会に報告しなければならない。この場合において、教授会における選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。 4 学長は、大学院担当者候補者を大学院担当者とするときは、教員選考結果報告書（様式第6）により、評議会に報告するものとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は平成28年4月1日から施行する。</u>	の点検を行ったうえ、その結果を学長に報告するものとする。 2 学長は、前項の報告を参考に、候補者の採用等を決定したときは、教員選考結果報告書（様式第6）により、教育研究評議会（以下「評議会」という。）に報告するものとする。 3 学長は、教授会の選考した候補者を採用等しないことを決定したときは、教員人事委員会にその旨を通知する。 4 教員人事委員会は、前項の通知を受けたときは、当該教員候補者の選考に係る問題点を整理し、教授会に通知する。 〔省略〕 （選考手続の省略） 第30条 本学の教授、准教授及び特任教員を大学院担当者とする選考は、当該教員の採用等の選考と併せて行うものとし、次条から第36条までの選考手続を省略する。 （大学院担当者候補者の選考） 第31条 大学院担当者候補者の選考は、教員候補者選考調書（様式第4）により、大学院担当者候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が行う。 2 大学院担当者候補者の選考は、選考委員会において無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。 3 選考委員会委員長は、前項により大学院担当者候補者を選考したときは、大学院教育学研究科担当者候補者選考結果報告書（様式第10）により、選考結果を学長、教員人事委員会及び教授会に報告しなければならない。この場合において、教授会における選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。 4 学長は、大学院担当者候補者を大学院担当者とするときは、教員選考結果報告書（様式第6）により、評議会に報告するものとする。 〔省略〕
--	--

様式第1

第 号
平成 年 月 日

教員人事委員会委員長 殿

〇〇〇学系長 印

教員採用計画について

別紙のとおり，教員採用計画を定めましたので，ご承認願います。

記

<u>講座・センター</u>			
<u>分 野</u>			
<u>教 室</u>			
<u>担当授業科目</u>			
<u>ポストの経緯</u>			
<u>採用予定年月日</u>	平成 年 月 日	<u>選 考 委 員 会</u> <u>開 設 時 期</u>	平成 年 月頃
<u>採用に当たって</u> <u>留意すべき事項</u>			
<u>そ の 他</u>			

様式第1

第 号
平成 年 月 日

教員人事委員会委員長 殿

〇〇〇学系長 印

教員採用計画について

別紙のとおり，教員採用計画を定めましたので，ご承認願います。

別紙注：別紙の様式は任意とするが，次の事項等を記載すること。

- ・配置する講座，分野，教室，授業担当，ポストの経緯
- ・採用予定年月日
- ・選考委員会開設時期
- ・採用に当たって留意すべき事項

(例)現職経験を有すること英語で授業を担当できること特定分野の授業担当ができること 等

様式第2～様式第3の1　〔省略〕

様式第3の2

昇任候補者

氏名	性別	年齢	専門 領域	学位	現職 (現 職勤 務年 数)	採用又は以前の昇任の際の選考以 後の業績				備考
						論文 数 (うち 審査 論文 数)	著書数 (うち 単著 数)	業績のうち 課程認定の申請 書に記載 できる業績の数 ＊		

<選考経緯>

注：空欄は作品数又は発表数等，追加記載が必要な場合に使用する。2つ以上の欄を設けてもよい。

＊欄

- 1 教授昇任の場合のみ記載する。
- 2 学校教育系教室に所属する教員の教授昇任の際には，幼・小または中学校教員免許に必要な教職科目または教科教育科目（初等〇〇教育法など）の講義内容を裏付けることができる業績が2以上必要。
- 3 教育支援系教室に所属する教員の教授昇任の際には，幼・小・中または高等学校教員免許に必要な教職科目または教科教育科目の講義内容を裏付けることができる業績，または，小・中または高等学校の教育支援に関する業績

様式第2～様式第3の1　〔省略〕

様式第3の2

昇任候補者

氏名	性別	年齢	専門 領域	学位	現職 (現 職勤 務年 数)	採用又は以前の昇任の際の選考以 後の業績				備考
						論文 数 (うち 審査 論文 数)	著書数 (うち 単著 数)	業績のうち 課程認定の申請 書に記載 できる教 育論文数 ＊		

<選考経緯>

注：空欄は作品数又は発表数等，追加記載が必要な場合に使用する。2つ以上の欄を設けてもよい。

＊欄は教授昇任の場合のみ記載する。

が計2以上必要。

4 ここでいう業績とは、学術雑誌・教育関係雑誌・紀要・著書・報告書等に
掲載された業績をいう。

様式第4～様式第5 〔省略〕

様式第6

教員選考結果報告書

選考区分	所属	職名	ふりがな 氏名（年齢）	採用 <u>等</u> 予定年月日	備考

「選考区分」欄には、採用，昇任，移籍，兼任及び復帰並びに大学院担当者の別を記載する。

「年齢」は，採用等予定年月日における年齢を記載する。

「採用等予定年月日」欄には，非常勤講師及び特任教員の場合は雇用期間を記載する。

「備考」欄には，第39条第3項により選考を省略する場合は，前回雇用年度を記載する。

様式第4～様式第5 〔省略〕

様式第6

教員選考結果報告書

選考区分	所属	職名	氏名（年齢）	採用予定年月日	備考

「選考区分」欄には，採用，昇任，移籍，兼任及び復帰並びに大学院担当者の別を記載する。

「年齢」は，採用予定年月日における年齢を記載する。

「採用予定年月日」欄には，非常勤講師及び特任教員の場合は雇用期間を記載する。

「備考」欄には，第39条第3項により選考を省略する場合は，前回雇用年度を記載する。

様式第7～様式第9　〔省略〕

様式第10

第 号
平成 年 月 日

東京学芸大学長 殿

〇〇〇学系長 印

大学院教育学研究科担当者候補者選考結果報告書

下記のとおり，候補者を選考しましたので報告します。

記

開設番号	コース又は サブコース名	選考区分	選考基準 該当情報	賛成 投票数	選考委員会 開設年月日	<u>論文数</u> <u>(うち</u> <u>審査論文数)</u>	<u>著書数</u> <u>(うち</u> <u>単著数)</u>	氏名

様式第11　〔省略〕

様式第7～様式第9　〔省略〕

様式第10

第 号
平成 年 月 日

東京学芸大学長 殿

〇〇〇学系長 印

大学院教育学研究科担当者候補者選考結果報告書

下記のとおり，候補者を選考しましたので報告します。

記

開設番号	コース又は サブコース名	選考区分	選考基準 該当情報	賛成 投票数	選考委員会 開設年月日	氏名

様式第11　〔省略〕

様式第 1 2

第 号
平成 年 月 日

東京学芸大学長 殿

〇〇〇学系長 印

大学院教育学研究科担当非常勤講師候補者選考結果報告書

下記のとおり，教員候補者を選考しましたので報告します。

記

コース又は サブコース 名	氏 名 生年月日 (年齢)	主な職歴等 (○印現職)	担 当 科 目	曜日・時限 (雇用期間)	資格 認定 年月 日	論文数 (うち 審査論 文数)	著書数 (うち 単著 数)	備考

備考 第 39 条第 3 項に該当する者にあつては，備考欄に前回の雇用年度を記載する。また，論文数及び著書数の欄は削除する。

様式第 1 2

第 号
平成 年 月 日

東京学芸大学長 殿

〇〇〇学系長 印

大学院教育学研究科担当非常勤講師候補者選考結果報告書

下記のとおり，教員候補者を選考しましたので報告します。

記

コース又は サブコース 名	氏 名 生年月日 (年齢)	主な職歴等 (○印現職)	担 当 科 目	曜日・時限 (雇用期間)	資格認定 年月日	備考

備考 第 39 条第 3 項に該当する者にあつては，備考欄に前回の雇用年度を記載する。